

総務委員会速記録

平成26年3月13日（木曜日）午前9時開会

出席委員（8名）

委員長	稲垣 勇 君	副委員長	片股 敬昌 君
委員	高橋 研史 君	委員	一木 重夫 君
委員	鯉江 満 君	委員	杉田 一男 君
委員	池田 望 君	委員	佐々木 幸美 君

出席説明員

村 長	森 下 一 男 君	副 村 長	石 田 和 彦 君
教 育 長	伊 藤 直 樹 君	総 務 課 長	江 尻 康 弘 君
総務課副参事	鈴 木 敏 之 君	総務課企画 政策室長	樋 口 博 君
財 政 課 長	今 野 満 君	村 民 課 長	斎 藤 実 君
村民課副参事	村 井 達 人 君	医 療 課 長	佐々木 英 樹 君
産業観光課長	渋 谷 正 昭 君	自 然 管 理 員 委 員	岩 本 誠 君
建設水道課長	篠 田 千 鶴 男 君	建 設 水 道 課 副 参 事	増 山 一 清 君
母島支所長	箭 内 浩 彌 君	出 納 課 長	菊 池 元 弘 君
教 育 課 長	牛 島 康 博 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	セーボレー 孝 君	書 記	菊 池 ひろみ 君
---------	-----------	-----	-----------

議事日程

- 日程第1 小笠原諸島世界自然遺産について（継続）
- 日程第2 防災道路の整備について（継続）
- 日程第3 沖ノ鳥島・南鳥島について
- 日程第4 小笠原諸島振興開発特別措置法の延長について
- 日程第5 母島簡易郵便局問題について
- 日程第6 急患搬送と災害時搬送の改善について
- 日程第7 簡易裁判所の設置検討と遠隔居住者向けの裁判システムの充実について
- 日程第8 その他
- 日程第9 閉会中の継続調査について

◎開会の宣告

○委員長（稲垣 勇君） ただいまから総務委員会を開会します。

出席委員が定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

（午前9時）

◎会議時間の延長

○委員長（稲垣 勇君） あらかじめ会議時間の延長をしておきます。

◎説明員の出欠について

○委員長（稲垣 勇君） 次に、説明員の出欠について事務局長に報告させます。

○事務局長（セーボレー孝君） 委員会要求の説明員につきましては、全員が出席でございます。

以上でございます。

◎小笠原諸島世界自然遺産について

○委員長（稲垣 勇君） それでは、本日の議題に入ります。

日程第1、小笠原諸島世界自然遺産について、執行部から報告を求めます。

自然管理専門委員、岩本君。

○自然管理専門委員（岩本 誠君） 資料1に沿って説明させていただきます。

世界自然遺産事業経過報告について、12月議会以降の報告事項といたしまして、小笠原諸島返還45周年記念事業の一環として行われました東京動物園協会との共催事業が平成26年2月1日で終了いたしましたので、そのご報告をいたします。

当初、平成25年11月7日、9日で、現地、母島、父島において開催ということで始まりまして、内地のほうでは12月8日、22日、1月12日、2月1日、各動物園においての4回の開催を行いました。實際上、現地開催を含めて6回の講演会を開催いたしまして、實際上、延べ548名の参加をいただいて、盛況のうちに終了いたしました。

この事業につきましては、規模は、この6回の規模ではないんですけれども、平成26年度についても同じような形で継続を考えております。来年度の形というのは、これから動物園協会と話し合いながら来年度も実施する予定でおります。

それから、村民意見交換会の開催ということで、1月25日に母島で、2月2日に父島で開催をいたしまして、おのおの母島の参加者は21名、父島は26名の参加者をいただいております。

意見交換の内容といたしましては、本年度はテーマを3つに絞りまして、まず世界自然遺産の基礎資料集の説明ということで、これは平成24年度から始まった事業でございますけれども、基礎資料集の新しいデータの、いわゆるリメイクをしたもので、現状報告をさせていただきます。

それから、平成24年度にいただいた村民意見交換会の意見の報告と、それから意見交換という形でおのおの進めさせていただきました。意見交換につきましては、先ほどの3つのテーマに絞って、観光・産業と新たな外来生物に関する事、環境教育に関する事ということで、この3つのテーマについて村民のほうとの意見交換を行いました。

次に、小笠原諸島森林生態系保護地域保全管理委員会、2月28日に地域福祉センターで開催させていただきました。

主な議題といたしましては、兄島のグリーンアノール対応、平成25年度の修復事業等の実施結果、平成26年度主要事業の予定ということで、議題で報告されております。

同じように、平成25年第2回地域連絡会議、これが3月3日、地域福祉センターで開催されました。主な議題といたしましては、自然遺産地域の現状、当面の課題ということと平成25年度の関係機関の取り組み及び小笠原諸島の近況、それから各行政機関の平成26年度の主な事業予定、最後に世界遺産センターについてということでの議論を重ねました。

その他報告事項といたしまして、兄島グリーンアノール緊急対策の中で、この中での、昨年、村民の方からの要望がありました一般村民向け兄島視察会の実施ということで、2月1日に視察会を開催いたしました。

参加人数といたしましては、一般村民19人、行政関係者9人ということで、事故もなく、評判もいい形で終了いたしました。

それから、グリーンアノール、実際上の兄島のグリーンアノールの進捗状況でございますけれども、現在設置されているアノールのトラップ設置数は、兄島の高密度地域内に、一応3万8,313個、これが昨年3月からのアノールの捕獲数、1月23日までのアノールの捕獲数なんですけれども、これにつきましては6,872匹ということで捕獲をされております。

報告は以上です。

皆さんの引き出しのほうに、一番最初に出ていた動物園協会のまとめの新聞、東京新聞が

入っていると思いますけれども、かなり盛況のうちに終わりましたので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（稲垣 勇君） ただいまの報告について、質疑、意見のある委員は挙手をしてください。

杉田一男委員。

○委員（杉田一男君） 去年の兄島移入種侵入以来、緊急対策的に、各業者等も含めて協力体制をとって対策を講じてきたと思いますけれども、今年度は、移入種に関してどの程度の工事というか対策を考えているのか。そしてまた、それにかかわる会社、事業所等の連携はうまく進んでいるのか、問題点はないのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（稲垣 勇君） 自然管理専門委員、岩本君。

○自然管理専門委員（岩本 誠君） 平成26年度に関しましては、昨年、緊急的な予算ということで、7月、島内関係機関、あわせて対応をお願いした結果として1年間取り組んでまいりました。

平成26年度につきましては、このグリーンアノール対策ワーキングの中でも、3月から事実上、アノールが活動を始めるということで、切れ目のない形での事業執行ということで、平成26年度の、一応事業予算予定というのは、おおむね今案として出ていますので、それが実際上、契約が動くのは3月末から4月、新年度予算が確定した段階で契約ということで、事業者の方の説明を行っていく。3月中につきましては、一応平成25年度予算ということで、現在の継続になりますけれども、それが途切れない形で、3月の後半に各事業者の方等に説明すると聞いております。

○委員長（稲垣 勇君） 杉田一男委員。

○委員（杉田一男君） 今のところ、余りそごを来さないで進行しているという感じだと思いますけれども、やはり緊急対策的に、場所的にいっても人海戦術がすごく多くなるということを見ると、今後とも連携を深めていく必要は大きいものがあると思うので、やはり環境省、林野庁、当然東京都も主体でやるんだろうけれども、本土と現地スタッフとのそごを来さないように、そしてまた施工業者ともうまく連携できていけるように、ぜひ、ご苦労さまですけれども、調整をよくやっていただきたいと思います。

もう一つ聞きたいんですけれども、アノールの捕獲に関して、トラップが3万8,000、捕獲頭数が六千幾つ、これが多いのか少ないのか。少ないと見れば、それだけ個体数がそんなに増えていないのかといういい解釈もできますけれども、反対にもっといるんだけれど

も率が悪いというのは、トラップ自体が、やはり改良型を考えないとなかなか捕獲が難しいという部分もあるのかと思いますけれども、その辺はどうですか。

○委員長（稲垣 勇君） 自然管理専門委員、岩本君。

○自然管理専門委員（岩本 誠君） 正直言いまして、現在、実際どのぐらいの量が兄島に入っているのかというところについては把握されていないのが現状です。

實際上、平成25年度の事業の主体としては、南側に入った、いわゆる滝之浦・万作ラインから南側のところの部分、ここがかなり高密度帯であるということがわかっておりましたので、そこを集中的に平成25年度は捕獲をかけております。その中では、實際上、捕獲の計数等を見ますと、仕掛けた当初はかなりの数が入ります。それが、継続的に2回、3回続く間に捕獲率が一気に落ち込むということでは、高密度帯に関しての捕獲に関してはかなりの効果があったらう。

平成26年度に関しましては、今度は、その上の北部地域ですか、全体的な拡散状況等を把握する調査もありますので、それが終了次第、兄島自体、今議員の言われたような形で、現実的にこの7,000頭弱がおおむね兄島に入っているアノールを根絶がかなり進んでいるんだという結論というのは、全体の状況調査、把握調査が終わった段階では、はっきり言える形にはなるとは思います。

○委員長（稲垣 勇君） 杉田一男委員。

○委員（杉田一男君） いずれにしろ、緊急対策的に各省庁が力を入れて駆除に乗り出したという部分を見ると、やはり遅滞なく対策を進めていく必要がある。それには、やはり現地のスタッフの動きが一番大事だと思います。そういう、当然のことながら、資金、財源の確保も含めて、今後とも、やはりこれ以上侵入をさせないということを念頭において、昨日の一般質問でも出ましたけれども、危機遺産にならないように最善の努力をこれからもお願いしたいと思いますので、その辺をよろしくお願いします。

○委員長（稲垣 勇君） ほかにありませんか。

片股敬昌副委員長。

○副委員長（片股敬昌君） 関連になりますけれども、この捕獲されたアノール、これはどういう処分をされているんでしょうか。何かチェックしてということをやっているんですか。

○委員長（稲垣 勇君） 自然管理専門委員、岩本君。

○自然管理専門委員（岩本 誠君） 捕獲されたアノールに関しましては、こちら側で冷凍処理をして内地に送ります。内地のほうで、雄と雌の胴体及び内容物、何を食べているのか、

内容物等の解剖調査をとって、それは資料として全て残しております。

○委員長（稲垣 勇君） 片股敬昌副委員長。

○副委員長（片股敬昌君） 昨日からも、外来種に対しての質問がたくさん出ていたと思うんです。

これだけ外来種の侵食が進んでいると、やはりここの近くに世界自然遺産センターですか、建設計画が出た。今にして思えば、村民に余り役に立っていないというような、ちょっと私、誤解があったと思うんですが、今思うと、本当にこれは緊急的に、早急にやらなきゃいけない課題を抱えているだけに、この遺産センターの役割は非常に今後大きいなというふうに思うんですね。今後の建設計画ですか、今、最近わかることがありましたら。

○委員長（稲垣 勇君） 自然管理専門委員、岩本君。

○自然管理専門委員（岩本 誠君） 今後の建設計画に関しましては、一応、平成26年度、詳細設計まで持って行って、今の予定では、一応、平成27年度に建設、完成予定という形で進んでおります。

○委員長（稲垣 勇君） ほかにありませんか。

鯉江 満委員。

○委員（鯉江 満君） 昨日の一般質問で、ちょっと漏れた部分というか指摘できなかった部分なんですけど、トラップによって捕獲されたのが6,800ということで、たしか地域連絡会議の中では、固有種含めて、それ以外の数というのが数倍だったかと思うんですよ。それに対しての反省点というか、つまりトラップが最善なのかどうかというようなことというのは、連絡会議の中で出ておりますか。

○委員長（稲垣 勇君） 自然管理専門委員、岩本君。

○自然管理専門委員（岩本 誠君） 実際上、この対策をとって、総務委員向けの説明会も2回行われております。その中でも、今、鯉江委員の言われた固有種の混獲という数もかなり村民の方から言われております。

混獲と、それからあと兄島の気象性というのは、いわゆる乾性低木林なんですけれども、柵をつくることによって、乾性低木林、一部伐採をかけておりますので、現実にも今まで守ってきた兄島の自然をそこで壊していいのかというようなご意見も多数いただいております。その中で、実際上、科学委員の先生方の説明としては、現実的には、先ほどの南側の地域ですか、万作、滝之浦から南側の地域の今の高密度帯を根絶させるための固有種の混獲については、今回やむを得ないだろう、兄島全体の自然を守るための犠牲としては、そ

これは許していただきたいという答弁で。先生方のご意見といたしましても、現実的にこのアノールの根絶が終わった段階で、柵を撤去した段階では、将来的に兄島の自然を守るだろう、戻ってくるだろうということの説明をされておりました。

○委員長（稲垣 勇君） ほかにありませんか。

一木重夫委員。

○委員（一木重夫君） 片股委員の流れとちょっと続くんですけども、母島のほうで、保全管理センターが平成27年度から始まると思うんですが、その件について、ここの資料にもありますように、2月28日の林野庁の森林生態系保護地域保全管理委員会に私も参加をしてきました。

その中で、この母島の保全管理センターが林野庁の職員が常駐するわけではなくて、委託という形で、施設管理の人だけは配置をするというお話がありました。委員の皆様から、研究者の代表の方と、あと母島の代表の方2名が、ぜひ母島の保全管理センターにちゃんとした林野庁の職員を1名以上常駐させてほしいという強い要望が出ておりました。

林野庁の仕事の内容を見ても、外来種対策はいっぱいあるわけです。そんな中で、私もその意見に賛成してしまして、ぜひ林野庁には、母島に常駐した職員を置いてほしいと思います。執行部も林野庁にそのような要望を出していただきたいと思っているんですけども、岩本さん、いかがでしょうか。

○委員長（稲垣 勇君） 自然管理専門委員、岩本君。

○自然管理専門委員（岩本 誠君） 現地の行政機関の現地事務局会議というところがありまして、その席で、この保全管理委員会前にも現地事務局会議のところで林野庁の考え方を報告されております。

実際、その報告を受けて、各機関がいろんな意見書を出しておりまして、村役場執行部としては、2月7日に一応展示施設の拡充ということで、ローズ記念館との提携と、それから建設後の運用についてということで、決して無人施設になることがないようにということで、所要予算を確保いただくという意見書を2月7日付、村長名で、関東森林管理局長宛てに送らせていただいております。

今委員の言われた、今後、いわゆる常設の職員の要望ということになりますと、議会と執行部と連名でということになれば、その辺については、執行部としても検討していきたいとは思っております。

○委員長（稲垣 勇君） 一木重夫委員。

○委員（一木重夫君） 了解しました。じゃ、この件は、ちょっと村議会との連名となるのか、執行部単独の要望になるのかということを含めて、今後また調整をさせていただきたいと思います。もう一つなんですけれども、エネルギービジョンを今、村のほうで作成していると思いますけれども、この進捗状況はいかがでしょう。

○委員長（稲垣 勇君） 自然管理専門委員、岩本君。

○自然管理専門委員（岩本 誠君） エネルギービジョンにつきまして、平成25年度事業として事業を進めております。

現在の進捗状況に関しましては、今、一応報告書案、最終の報告書案と資料編等のものは委託会社のほうから送られておりますので、その作成に至るまで、島内関係機関の方からのいろんな意見聴取を受けておりますので、最終的に、今回、次の船ですか、次便で委託のコンサルタント会社が参りますので、最終的にこの平成25年で調査に協力していただいた方に、報告とともに意見をいただきながら、最終案をまとめてご報告したいと思っております。

○委員長（稲垣 勇君） 一木重夫委員。

○委員（一木重夫君） 今年度のビジョンについては、そのような形でお願いをします。

また、来年度なんですけれども、環境省の事業で、100%補助事業で、そういうエネルギーの関連の調査が、実際にやる場合、100%の補助が出る、そういった事業がありますけれども今年度ビジョンをつくって、平成26年度に具体的な何かそういう調査というものをそういう環境省の助けももらってやるような話はないですか。

○委員長（稲垣 勇君） 自然管理専門委員、岩本君。

○自然管理専門委員（岩本 誠君） 今回の委託の中で、環境省を含めて東京都、各内地のほうの行政機関のいろんな補助事業等の調査も行っていただいておりますので、ただし、今、實際上、国のエネルギー基本計画が2月に基本方針が出されたということで、それに伴って、各省庁の補助事業というのいろんな形で見直しをされております。

その中で、實際上、今委員の言われたような100%補助というのかなりありますので、どの部分に私どもが申請したらいいのかどうか、当然、申請する際には、今回、委託で出しているような、實際上、村としての基本的な考え方がないとなかなか補助金申請ができないものですので、その一覧等は今回の委託の中でもとっておりますので、新しい補助事業等がどんどんこれから出てまいると思いますので、適切なところで補助を受けたいとは考えております。

○委員長（稲垣 勇君） 一木重夫委員。

○委員（一木重夫君） 平成26年度についても、そのような考えでぜひやってほしいと思います。

続いて、産業観光課にお聞きしたいんですけども、環境省が平成25年度の補正と、あと平成26年度の当初予算の中で、世界遺産を生かした観光地づくりというものを掲げております。その中で、特に外国人旅行者を誘致していこうというのが、環境省が世界自然遺産のそういう自然の資源を活用して外国人を呼ぼうというところを環境省が今始めております。この件について、まずその情報を知っているかどうか、教えてください。

○委員長（稲垣 勇君） 産業観光課長、渋谷君。

○産業観光課長（渋谷正昭君） 今の予算というのは、環境省が外国人旅行者誘致に関する事業として、1点目が、平成25年度の補正予算、実際の執行は平成26年度になってからと聞いておりますが、外国人観光客向けプロモーションと国立公園等国際化整備というタイトルで予算化されています。また、平成26年度予算では、日本の国立公園と世界遺産を生かした地域活性化推進費というのが環境省予算で現在組まれて審議されているということを知っております。

いずれも外国人向けのプロモーション、日本の国立公園や世界遺産を海外に向けて情報発信しようというものと、外国人が来島されても、そのすばらしさを知っていただくためのいろんな情報板であったり施設整備というところの事業整備の予算が組まれているということを知っております。

○委員長（稲垣 勇君） 一木重夫委員。

○委員（一木重夫君） 環境省も東京オリンピックの誘致成功の流れを受けて、日本の自然を生かした外国人旅行者誘致を始めるということで、当然、小笠原もその範疇に入っていると思います。

これまで、私が外国人誘致を議題とした中で、答弁で出てくる課題は、いつも通訳案内士の課題が出てきております。この通訳案内士なんですけれども、新しい振興開発特別措置法の中で、規制緩和ができるという法律案にもなっていますけれども、この通訳案内士の規制緩和をしていかなければいけないと思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

○委員長（稲垣 勇君） 産業観光課長、渋谷君。

○産業観光課長（渋谷正昭君） まず、通訳案内士の規制緩和についてでございますが、通訳案内士というのは、報酬を得て外国人の観光案内をする場合に必要な国家資格でございます。

す。

有資格者が、現在、東京や大阪など、大都市に偏在したり、また各国いろんな国からの来島者があります。そういったことも踏まえた多様なニーズに応え切れていないなどの課題がありまして、国のほうで制度の見直しが図られてまいりました。その結果、都道府県単位ですが、地域限定通訳案内士、また今回のような特例通訳案内士といった制度が生まれてきておりまして、今回の法改正では、小笠原における特例通訳案内士を育成できるという条項が新たに設けられることになりました。

ただ、この制度を取り入れる場合の前提として、やはり新たな条項に加えられました産業振興促進計画の認定というのが必要でありますとか、制度を取り入れる場合の諸準備、さらには、そもそもこの制度が小笠原村の状況に合致する制度かどうかなど、検討するべき事項がたくさんあるというふうに考えております。この制度の取り扱いについては、しばらくちょっとお時間をいただければと思っています。

○委員長（稲垣 勇君） 一木重夫委員。

○委員（一木重夫君） 特別措置法の中でやろうとすると、いろんな高いハードルがあるかと思うんですけども、この特別措置法に限らず、いろんなやり方があると私も考えていますので、とにかく外国人旅行者誘致をしていくためには、この通訳案内士の課題を何とかクリアをしていかなければいけないので、その点、早急にこの課題を解決していただけるようお願いをしたいと思います。

以上です。

○委員長（稲垣 勇君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

○委員長（稲垣 勇君） 質疑がないようですので、これにて質疑を終了します。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（稲垣 勇君） 異議なしと認めます。

◎防災道路の整備について

○委員長（稲垣 勇君） 日程第2、防災道路の整備について、執行部から報告を求めます。

総務課長、江尻君。

○総務課長（江尻康弘君） それでは、前委員会以降の状況についてご報告をさせていただきます。

ます。

最初に、平成26年度の都予算要望に対する回答が3月3日付で東京都町村会からございました。内容につきましては、別紙のとおりでございます。

次のページをご覧くださいと思います。

一番下のほうになりますけれども、津波防災機能を備えた道路整備、父島、奥村から清瀬間、こちらにつきましては、行分線については、既に一部完成している。残る区間については、地元の意向を勘案し慎重に検討する、このような回答をいただいております。

回答内容につきましては、大きく変わっているところではございませんけれども、執行部のほうで、現在、小笠原支庁とも協議を続けているところでございます。

先ほどの回答にもございましたけれども、地元の意向の集約というところで、執行部のほうで、集約の仕方の取りまとめ等を今検討しておるところでございます。

継続的に支庁のほうと調整を今後も行っていく予定を持ってございます。

次に、南海トラフ巨大地震を想定した津波浸水予測図でございます。

平成26年1月9日、防災会議におきまして、昨年末、東京都から発表された南海トラフ巨大地震を想定した津波浸水予測図を情報提供をいたしまして、各機関において対応につきましての検討を依頼したところでございます。

平成26年1月24日、村民だより防災特集号におきまして、村民の皆様にも広報をいたしました。

ある程度想像はしておりましたけれども、津波の浸水は奥深くまで、また高い津波が押し寄せるといふ予測図になってございました。

ただ、幸いなことに、村のほうで設定しております避難所につきましては、浸水を免れるという予測が出ておりました。

続きまして、主な防災施設整備の進捗状況でございます。

避難施設、奥村交流センターの整備工事、今年度中の完成、それから準備等に入りまして、5月1日オープンということで進めているところでございます。また、事前に見学会等も予定をしているところでございます。

それから、2ページ先に、施設の案内板を資料として添付してございます。施設の内部はこのような間取りででき上がるということになってございます。

報告につきましては、以上でございます。

○委員長（稲垣 勇君） ただいまの報告について、質疑、意見のある委員は挙手をしてくだ

さい。

池田 望委員。

○委員（池田 望君） それでは、ちょっと質問させていただきます。

12月の委員会でもお話ししたと思いますが、我々が建設局のほうにお伺いしてこのことを要望してきたときに、建設局のほうからは、とにかくハザードマップが出た後での村の防災計画にこの道路の位置づけをきちっとしてくださいねというふうに言われたと思います。

それがあって、行政間での調整をしながら、地域住民のご理解を得ながら整備していったらいいなというような話で伺って帰ってきたような気がいたしておりますが、防災計画への位置づけという部分については、村としてどのぐらいのタイミングでやっていこうと思っていられるのか、お答えください。

○委員長（稲垣 勇君） 総務課長、江尻君。

○総務課長（江尻康弘君） 新たなハザードマップが出たこともございますので、これを機に、整備して調整を進めていく予定でございます。

○委員長（稲垣 勇君） 池田 望委員。

○委員（池田 望君） 時期的な部分については、今お示しできないのでしょうか。

○委員長（稲垣 勇君） 総務課長、江尻君。

○総務課長（江尻康弘君） 現時点では、具体的な時期までちょっとお示しできない状況ではございますけれども、なるべく早い時期にということ考えております。

○委員長（稲垣 勇君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

○委員長（稲垣 勇君） 質疑がないようですので、これにて質疑を終了します。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（稲垣 勇君） 異議なしと認めます。

◎沖ノ鳥島・南鳥島について

○委員長（稲垣 勇君） 日程第3、沖ノ鳥島・南鳥島について、執行部から報告を求めます。

総務課企画政策室長、樋口君。

○総務課企画政策室長（樋口 博君） 沖ノ鳥島・南鳥島につきまして、前回以降の動きについてご報告させていただきます。

1点目、沖ノ鳥島についてでございますが、港湾施設の整備でございます。

全体の概要としましては、岸壁と臨港道路をつくるという計画になっております。事業期間は、平成23年度から平成28年度。整備の進捗でございますが、今年度、平成25年度8月に荷さばき施設が建設の完了がされております。平成26年度につきましては、この3月から現地工事着手に向けた調査業務を開始されている。また、3月下旬から8月にかけて船を係留するための岸壁の建設に着手する予定だというふうにお聞きしております。

また、岸壁が完成後、北小島等を臨む臨港道路がつけられる予定ではございますが、その道路の配置等については、今現在検討中だというふう聞いております。

2点目の南鳥島についてでございます。

全体概要としましては、岸壁と泊地の整備、それから事業期間が平成22年度から平成27年度。整備の進捗でございますが、今年度、来年度で岸壁工事が継続されております。平成27年度の完成に向けて、今工事を進めているという状況でございます。

3点目に、沖ノ鳥島に関連してですが、昨年、台風で中止させていただきました沖ノ鳥島の視察ツアーでございますが、それにつきましては、いろんな諸調整を行いまして、今年の5月9日、10日、11日、この3日間で実施をしたいと考えております。昨年実施できなかった分をそのまま改めて実施するというので、基本的な考え方等は、前回どおりのことで進めたいと考えております。4月の村民だよりでは、一般村民の方の募集記事を掲載する予定でございます。

以上でございます。

すみません、補足でございますが、当然、予算委員会で予算が認められた上での話でございます。失礼いたしました。

○委員長（稲垣 勇君） ただいまの報告について、質疑、意見のある委員は挙手をしてください。

ありませんか。いいですか。

（発言する者なし）

○委員長（稲垣 勇君） 質疑がないようですので、これにて質疑を終了します。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（稲垣 勇君） 異議なしと認めます。

◎小笠原諸島振興開発特別措置法の延長について

○委員長（稲垣 勇君） 日程第4、小笠原諸島振興開発特別措置法の延長について、執行部から報告を求めます。

総務課企画政策室長、樋口君。

○総務課企画政策室長（樋口 博君） それでは、前回の委員会以降の動きにつきましてご報告をさせていただきます。

まず1点目でございますが、改正法案に係る動きでございます。

1月22日、自民党の国土交通部会が開催され、その中で、国土交通省等から今回の特別措置法の改正案について説明がされております。

1月24日、自民党内の国土交通部会と離島振興特別委員会また奄美振興特別委員会の合同会議が開催されております。その中で、小笠原、奄美の特別措置法の改正案が協議され、了承をされております。

同日、1月24日ですが、公明党の国土交通部会、離島振興対策本部の合同会議が開催されておりまして、同じ改正案に関する協議がされ、公明党のほうでも了承をいただいております。

それを受けまして、1月31日、閣議で小笠原諸島振興開発特別措置法の改正案について閣議決定されたという流れで進捗してきました。

2点目、法案の主な改正内容でございますが、今回の議会の中でも幾つか出ておりますが、1点目が、法案の中に基本理念の条項、それから国・地方公共団体の責務の条項が新たに新設されました。2点目でございますが、第1条の目的規定に定住の促進という内容が追加されております。3番目に、定住環境の改善に向けた配慮規定がいろいろ盛り込まれております。4点目でございますが、先ほども出ましたが、通訳案内士法、それから旅行業法の特例措置に関する条項が新設されております。5点目でございますが、振興開発に関して講じた施策について、毎年、振興開発審議会に報告することが法定化されております。

主な内容は以上でございます。

3点目の報告ですが、今国会での法案審議の今後の見込みでございます。

1月31日に閣議決定され、1月31日に国会に法案が上程されております。3月中旬に衆議院国土交通委員会にて審議、採決ということでございますが、昨日、国土交通省から連絡がありまして、明日の3月14日に国土交通委員会が開かれ審議がされるということでございます。それを受けまして、来週火曜日18日に衆議院本会議にて採決がされる見込みだと

いう状況でございます。また、参議院のほうでございますが、今の予定でございますと、3月27日に参議院の国土交通委員会が開かれまして、審議、採決される見込みです。参議院の本会議は3月28日に行われ、そこで法案の採決が行われるという見込みでございます。報告は以上でございます。

○委員長（稲垣 勇君） ただいまの報告について、質疑、意見のある委員は挙手をしてください。

一木重夫委員。

○委員（一木重夫君） 昨日も一般質問の中でやりましたけれども、個々具体的な中身についてちょっとお伺いしたいと思います。

私も今回、第2条で基本理念が新設しまして、国益に貢献するんだというところが入ったということは、極めて重要な部分だと私も考えております。

細かい部分ですと、新たな法文として、人の往来費用の低廉化とか、あと妊婦に関する配慮規定とか、あと区域外の高等学校への支援とか、そのところの配慮とかということが規定されています。

その中で、特にお聞きしたいのは教育のほうなんですけれども、区域外の高等学校への支援、この配慮規定というのは、まず具体的にどういったものなんでしょうか。

○委員長（稲垣 勇君） 教育課長、牛島君。

○教育課長（牛島康博君） 一木委員の質問にあった件については、区域外の高等学校への就学ということで、それに係る寄宿舍とか、そういった形の補助ということだと思われませんが、そちらについては、私のほうでも全国離島振興協議会とか、そういったところにもちょっとお問い合わせをして確認したところではございます。

小笠原村については、小笠原高校が、やはりございますので、この補助体系については、母島の生徒が小笠原高校に入ったり、内地の高校に就学したときには対象になるということなんですが、仮に父島の生徒が内地の学校に、高校だとか高等専門学校だとか特別支援学校だとか、そういったところに行くときは、ちょっと対象にならないということがございます。

○委員長（稲垣 勇君） 総務課企画政策室長、樋口君。

○総務課企画政策室長（樋口 博君） 法案ベースのももとの解釈等を含めまして、ちょっと補足説明をさせていただければと思います。

今おっしゃった区域外の高校の支援に関しまして、その他を含めまして、配慮規定の中に

盛り込まれております。

配慮規定というのは、特別措置法に基づく事業の展開以外のことも含めまして、小笠原諸島の振興開発を進めるに当たって、国の補助を受けようが受けまいが、小笠原諸島ではこういう振興開発を進めていく上での後押しの法案というのが特別措置法自体の目的になっております。配慮規定というのは、それぞれ、小笠原の振興開発に当たるに当たって、各分野、村が、東京都が事業展開をする上では、こういったことに配慮しなさいという規定でございますので、それぞれ配慮規定に規定されたことを根拠に、事業を展開する根拠にはならないということでございます。

ただ、一木委員がご指摘いただいた課題は課題としてございますので、私ども担当課としましては、配慮規定が盛り込まれたことによって、振興開発事業補助の対象になるような努力は、これからしていきたいというふうに考えております。

あとは、各執行課のほうで、そういった企画のほうで調整したことをもとに、事業の検討を進めていただくという流れになるかと思えます。

○委員長（稲垣 勇君） 一木重夫委員。

○委員（一木重夫君） わかりました。あくまでも配慮規定ということなので、今すぐできる根拠にはなり得てはいないという、そういう部分がまだあるというところなんですね。

一方で、母島の子供たちは、中学から高校に行くときに、内地に行くときは寄宿舎の寄宿料補助の対象にはなる。でも、父島では、小笠原高校があるので、中学から高校に上がるときに内地に行っても、それは、寄宿料の補助には今のところはならないという部分なんですね。

そこを何とか、高校というのは義務教育なわけではないので、高等専門学校に行きたいという子供もいるだろうし、あと水産科に高校から行きたいとか、あと英語を学ぶために高校から外国語教育に力を入れている高校に行きたいとか、それぞれやっぱりあると思うんですよね。そういった部分を後押しができるような形にしてもらえればなという思いがあるんですけども、その点はいかがでしょうか。

○委員長（稲垣 勇君） 教育課長、牛島君。

○教育課長（牛島康博君） 一木委員のおっしゃるとおり、そういった形で補助ができるようになればいいかなとは思っておるんですが、現状の補助体制では、先ほど申しましたとおり、なかなか規制のかかっているところがございますので、もし今後、補助体系が変わるようでしたら、やはり考えなきゃいけないことかなと思っております。

○委員長（稲垣 勇君） 池田 望委員。

○委員（池田 望君） 振興事業は、これから法延長に向けてあともうちょっとということなんです、奄美と同時に、毎回法延長されるという中で、奄美のほうの振興交付金の中で、定住促進を図るためだとは思いますが、航空運賃、航路の運賃を低減化させるんだということが、振興交付金の中でうたってある。

小笠原においては、このことがうたっていないんですが、それに似た制度とか、そのことについての議論とかというのはあったんでしょうか。

○委員長（稲垣 勇君） 総務課企画政策室長、樋口君。

○総務課企画政策室長（樋口 博君） 奄美の特別措置法に今回新たに加えられた交付金の制度でございますが、そもそも奄美のほうでは、もう10年以上前からもう少し自由に使える仕組みというのを望んでおりまして、ずっと活動を続けてきたという経緯がございます。それを受けまして、奄美の特別措置法と法案としてはセットになっている小笠原についてもどうですかという実務的な投げかけはございました。

実は、私どももいろいろ勉強させていただいて、昨年、1年前倒しで、離島振興法のほうの補助金の中で交付金が制度化されております。その具体的な補助要綱等も吟味したんですが、離島振興法においては、やはり交付金とはいえ、使える用途が限定されておりました。これでは小笠原にそれだけをもってプラスになるかどうかというのは判断しづらいというやりとりをしつつ、結果的には、離島振興法と、それから奄美の交付金の使われ方がどういう形で具体的に使われるかというのが、国土交通省の中でもまだ整理がついていない中でのやりとりでしたので、それらを、まずは勉強させていただきますということで、小笠原については、今回、こちらから見送りをさせていただいたところでございます。

今後、5年後の法改正に照準を合わせまして、それぞれの実態をよく吟味して、損益にプラスになるような方向で組み立てができるのであれば、5年後の法改正の際には、そういった形のものを求めていこうというふうには、今の段階では考えているところでございます。

○委員長（稲垣 勇君） 池田 望委員。

○委員（池田 望君） いろいろ検討されたということで、それは理解しましたが、少なくともこの小笠原村に渡島する、我々が利用するこの船賃は本当に高いんですよ。島民の移動には、大変な経済的な負担がかかっていることはご存じだと思いますよね。

ですから、5年後に検討する、実際その国の制度が、奄美のほうで、我々のほうにそのま

ま持ってきても利用し勝手が悪いということであるということを検討されたということなので、それはそれでいいんですが、何か我々にとっても、定住、またここで暮らしやすい生活を守る渡島運賃について真剣に検討していただきたい、これは要望しておきます。

○委員長（稲垣 勇君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 池田委員のおっしゃるとおりでございまして、ただ、思い起こしていただきたいんですが、この制度は、今始まったことではないんですね。もともと離島航路補助制度というのがあります、皆さんと一緒に活動していたころは、全国で48億円ぐらいのベースだったと思いますが、それのご記憶をひもといていただくと、東京の航路は全然受けていないんですね。つまり、順番にやっていくとその金額では足りない。ですから、こういうことをなかなか答弁しづらいところもあるんですが、総額が決まっていた過去の時代ですと、回ってこないところもあるんですね。

法律がある、そして必要とするところがある、それが全部満たされるかということというわけではない。じゃ、どこが満たしているかということ、東京都の場合では東京都がその部分をずっとやってきているわけですね。たまたまうちの場合には黒字であるので、赤字になるまでは対象外であったということがあるにしても、そういう趣旨の制度の根幹というのは、そう変わってこないわけでありまして。じゃ、それでいいのかという話ではございません。今委員が申し上げたとおりでございまして。そこをやはりどのような形で住民の利益になるために頑張るかということは、我々の一つは仕事と運航会社の仕事もあると思っております。そういう努力を、やはり法律のことも含めまして、我々は怠ってはいけない、そういうふうに思っているところでございまして。

○委員長（稲垣 勇君） 池田 望委員。

○委員（池田 望君） 村長の言われていることも僕もよくわかっております。

ただ、1点だけ気になるのは、そもそも小笠原が返還されて、この定期航路がスタートしたときに、赤字航路にならないという運賃設定をされちゃったんですよね。それでそもそも高いんですよ。だから赤字航路じゃないんですよ。

だから、離島航路補助は、赤字に対して航路補助を出しますよということで、その航路補助の範囲がもう決まっておるので赤字は出したくないというのがまず先にあったというふうに私は見えています。

ですから、日本一僕は高いと思っておりますから、ぜひ、村長の言われることも担当の課長さんの言っていることもよくわかるんですが、そもそもの問題がそこに横たわっている

ということを忘れないで作業していただきたい、このように思います。

○委員長（稲垣 勇君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

○委員長（稲垣 勇君） 質疑がないようですので、これにて質疑を終了します。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（稲垣 勇君） 異議なしと認めます。

◎母島簡易郵便局問題について

○委員長（稲垣 勇君） 日程第5、母島簡易郵便局問題についてを議題とします。提案者の説明を求めます。

池田 望委員。

○委員（池田 望君） 昨年の6月の定例会、また12月の定例会で、同じテーマで、簡易局での郵便事業には多くの制限があるということで、何とかならないかというようなお話をやりとりしました。それで、ここで、ひとつ本当に、問題点は何なのかということを一回整理、執行部のほうから整理していただいて、皆さんに今後の対応についてお諮りしたいと思うんですよ。

そもそも、最初は、返還前は、郵便局は母島にもありました。ところが、米軍、当時の間に、復帰後、なかなかそれがもとどおりにならなかったということが原因でありました。

ぜひ、何とかしたいと思うんですが、今問題になっていることについて、公金納付のことが大きいんですが、説明していただきたいと思います。

○委員長（稲垣 勇君） 財政課長、今野君。

○財政課長（今野 満君） 母島の簡易郵便局の問題につきましては、従前から池田委員のほうからもいろいろご質問を受け、それなりに調べさせていただいております。

歴史的経緯については、お話のとおりだと思いますが、とりあえず歴史的経緯は置きまして、母島の簡易郵便局で何が問題かといいますと、先ほどおっしゃったように、まず国庫金の収納の問題がございます。これは、いわゆる金融機関としての問題ということになりますので、国庫金の収納につきましては、日本銀行が国庫金の収納なり、国庫金について取り扱うことになっております。日本銀行がそれぞれの金融機関に対して、歳入の代理、あるいは収納の代理店という形で契約をすることになっております。

その中で、簡易郵便局につきましては、制限をされた取り扱いしかできない、国庫金の収納につきましては、交通反則金と国民年金の保険料、この2つのみ収納ができるという規定になっておりまして、いわゆる国税、所得税等も含めました税金等も収納ができないということで、母島にお住まいの島民の方については、非常に不便を来しているということがございます。そのほかに、簡易郵便局であるために、そういうお金の関係だけではなくて、さまざまな制約があるということが、池田委員からも以前にも説明をされているところですが、そういうことを何とかならないかということとはございます。

○委員長（稲垣 勇君） 池田 望委員。

○委員（池田 望君） 今、財政課長が説明されたとおり、国庫金の納付は、交通反則金と国民年金保険料のみということになっている。これでは、母島の在住の村民の皆さんは、公金納付をする環境が全くないんだということになります。もし地続きなら簡易局でも本局の小笠原局に車で来るなりとか、そういうアクセスが自分でもあるだろうし、その日のうちに作業ができる。

小笠原は、父島と母島、海で50キロ離れております。母島の皆さんは、もし公金を納付しようとする、朝、母島に向かって、ははじま丸に乗って、母島から夕方4時半に父島に着いて、多分4時半だと、もう小笠原郵便局は閉まっているでしょうから、翌日の朝9時になって公金納付をされて、もうそのときは、ははじま丸は母島に行っておりますから、それはもう、もう1泊しなきゃならないですね。公金を納付するのにこんな手間のかかる地域はないわけですよ。

実際、こういうふうなことを気づかなかった我々も本当に責任を感じますが、どうか皆さん、ここらで、総務省なり関係機関に対して意見書なりを提出して、ぜひ早く母島の皆さんが、日本人として当たり前な公金納付が、納税ができる環境を整えていくということに協力していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○委員長（稲垣 勇君） ただいまの池田委員の意見に対して、意見書としてまとめていきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（稲垣 勇君） 異議なしと認め、意見書については、正副委員長、執行部と協議していきたいと思います。これでいかがでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（稲垣 勇君） ほかにありませんか。

(発言する者なし)

○委員長(稲垣 勇君) それでは、池田委員提案の本件については、会議規則第14条第3項の規定に基づき、当委員会として意見書を提出することとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長(稲垣 勇君) 異議なしと認め、本件につきましては、当委員会として意見書を提出することを決定しました。

なお、意見書の案文については、正副委員長、池田委員に一任をお願いします。

ほかにありませんか。

(発言する者なし)

◎急患搬送と災害時搬送の改善について

○委員長(稲垣 勇君) なければ、日程第6、急患搬送と災害時搬送の改善についてを議題とします。提案議員の説明を求めます。

一木重夫委員。

○委員(一木重夫君) 本議題は、私と鯉江委員、高橋委員の共同議題として上程をしました。議題の提案理由でございます。急患搬送と災害時の搬送の改善を図るためでございます。

趣旨説明に移ります。昨年、小野寺防衛大臣が、小笠原において、ティルトローター機は患者輸送には非常に大きな威力を発揮するというを発言しております。また、これに対しての報道も広くなされたところであります。

現状、小笠原の急患搬送は平均して約10時間かかります。この急患搬送と災害時搬送のために、このティルトローター機を小笠原の村内に配備できれば、急患搬送は大幅に時間短縮が可能となります。また、災害時の搬送は迅速に大量輸送できまして、大きく改善ができます。村議会が防衛省に対して、ティルトローター機の早期導入を求めています。いかがでしょうか。

私からの趣旨説明はこれにて終わりますが、共同の高橋委員からはございますでしょうか。

○委員長(稲垣 勇君) 高橋研史委員。

○委員(高橋研史君) 一木委員のほうから、ただいまのような趣旨で、急患搬送、災害時にティルトローター機が使えないかということで相談を受けまして、国の機関の重要な地位を占める方とどうなんだろうというお話をしてきました。

内容については、ちょっとここではお話はどうかと思いますので、一旦ここ、休憩していただけないでしょうか。

○委員長（稲垣 勇君） ただいま高橋委員から休憩の申し出がありましたので、取り上げたいと思います。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（稲垣 勇君） 休憩します。

（午前10時9分）

○委員長（稲垣 勇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前10時33分）

○委員長（稲垣 勇君） 高橋研史委員。

○委員（高橋研史君） 補足説明に関して休憩をいただきました。

オスプレイを使って急患搬送、あるいは災害利用するということは、大変村民にとって安心・安全をもたらすことではありますけれども、先ほど休憩中にお話ししたとおり、これを利用するということは、それに伴って、いろいろな問題とは言いませんけれども、事案が考えられるという内容でございました。

以上です。

○委員長（稲垣 勇君） 委員長から提案なんですけれども、この問題に関して、もう少し状況を収集しなければならないと思いますので、この問題は総務委員会の議題から外して、全員協議会のほうに振りたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（稲垣 勇君） 異議なしと認め、そのように扱いをさせていただきます。

◎簡易裁判所の設置検討と遠隔居住者向けの裁判システムの充実について

○委員長（稲垣 勇君） 日程第7、簡易裁判所の設置検討と遠隔居住者向けの裁判システムの充実についてを議題とします。提案議員の説明を求めます。

一木重夫委員。

○委員（一木重夫君） 本議題は、私と池田委員の共同議題として上程をしました。

議題の提案理由でございます。簡易裁判所の設置検討と遠隔居住者向けの裁判システムの

充実について、本定例会で、私と池田議員が意見書案を共同提出する予定になっております。その中身については、議運の説明資料の中にございます。昨年の9月に私の一般質問で執行部とは議論をしておりますが、意見書案提出の前に委員の皆様のご意見を伺い、意見書案に反映をさせることが、提案の理由でございます。

趣旨説明に入ります。趣旨説明は、意見書案を読むことでかえさせていただきたいと思っております。

内外の社会経済情勢の変化に伴い、法による紛争の解決が一層重要になっている。全ての国民が法的トラブルに正しく対処できることが、真の司法の平等である。司法のサービスをより身近に受けられるようにすることは、より自由かつ公正な社会の形成に資する。

戦前、小笠原諸島には裁判所が設置されており、アメリカ施政権下でもアメリカ軍は小笠原諸島に裁判所を設置していた。しかし小笠原諸島が日本復帰後においても、小笠原村に簡易裁判所は設置されていない。

現在、小笠原村における簡易裁判所の管轄は東京簡易裁判所である。東京簡易裁判所への交通アクセスは、6日に一便の片道25時間半も要する定期船のみであり、本土での滞在時間、滞在費用、交通費は住民にとって相当な負担である。また、本土に滞在中は仕事もままならず、家族とも離れ離れのため、精神的な負担も大きい。小笠原村は国内で最たる司法過疎地域である。そのため、身近な紛争解決に多大な支障が生じている。

一方、電話・テレビ会議システム等の遠隔居住者向けの裁判システムの普及拡大で、民事事件や家事事件では、利便性が向上している。しかし、電話・テレビ会議システムにも一定の制限があるため、小笠原村と本土との間を十分に埋めるだけの遠隔居住者向けの裁判システムは整っていない。

よって、国会及び政府におかれては小笠原村の司法過疎の実情を十分に認識され、小笠原村民が司法サービスを十分に受けることができるよう、下記の措置を講じられることを強く要望する。

- 1、小笠原村に簡易裁判所の設立を検討すること。
- 2、遠隔居住者向けの裁判システムをより一層普及拡大すること。

以上のように、本定例会でこのような意見書案を提出したいと考えております。また、執行部からも、あわせて要望をしていただければと考えております。

私からの趣旨説明は以上となります。

池田委員のほうからはございますでしょうか。

○委員長（稲垣 勇君） 池田 望委員。

○委員（池田 望君） 裁判所の設置問題は、私も若かったころ、20年近く前ですかね、当初、新人議員として出たときに、その設置について、質問等、お願い等をしたことがあります。当時の回答の中でも、統廃合が進んでいて、今それはなかなかかなわないんだよという回答でここまで来ておりました。

今、一木委員の趣旨説明の中にもありましたが、やはり小笠原村がどんどん返還から発展していく段階の中で、やっぱりこのアクセスというものがネックになり、さっきの郵便局のこともそうですし、この簡易裁判所のこともそうなんですが、とてもその距離というものを埋める、時間を埋めることが我々生活する者にとって大きなハンデだということが、今これでまた出てきているんですね。これからもどんどん小笠原村が発展するに伴い、それだけの距離を埋めることを何とかしなきゃいけないんだと、ちょっと趣旨が別になりましたが、このことを強く感じているところです。

統廃合が進むものをこっちに誘致しようということもなかなかならないことだとは思いますが、先ほどの2番に掲げられた遠隔地による、インターネットによる司法のサービスが受けられるという、こういうことが今行われておりますので、ぜひ小笠原でもそのようなことが受けられるようなことを要望していきたいというふうに思っておりますので、どうぞ賛成していただきたいというふうに思います。

○委員長（稲垣 勇君） 一木重夫委員。

○委員（一木重夫君） ただいまの趣旨説明なんですけれども、これに関して、各委員のご意見をお伺いしたいと思います。いかがですか。

○委員長（稲垣 勇君） 片股敬昌副委員長。

○副委員長（片股敬昌君） この趣旨説明書をちょっと読ませていただきまして、アメリカ施政権下の中では簡易裁判所があったということ、返還後はこれがなくなったという。

返還後、もう45年になるわけですけれども、その間ずっとなかったというその中身をもう少し、どうしてこういう長期間にわたってなかったのか、中身をちょっと知りたいと思うんですけれども、どなたか。

○委員長（稲垣 勇君） 一木重夫委員。

○委員（一木重夫君） 私のほうから、私も全く同じ疑問を持ちまして、過去に、日本復帰前の3年間ぐらい、また復帰後10年間ぐらい国会での答弁の中身、質問の中身、全部見ました。そうしたら、裁判所に対しての議題、話というのは一つもないんですね。これは

もうすっぱりと抜かれているというか、そもそも三権分立の中で司法はまた別というのがあるのかなと考えていますけれども、国会の中での議論は全くなかったというのが調べではわかっております。

もし、執行部のほうでわかっていることがあればお願いします。

(「ありません」との声あり)

○委員長(稲垣 勇君) ないそうです。

片股敬昌副委員長。

○副委員長(片股敬昌君) 一木委員のほうから、国会のほうでこうした裁判所に関する質疑といますか話し合いというものがなかったという今お話でした。そのことも含めて、なぜ、こういうものがされなかったのか、不作為なのか等も含めて、もう少し、ちょっと中身を、今日まで、今日のような議論がされるまで放置されていたのかということをもうちよっと知りたいと思うんですけれども、いかがですか。

○委員長(稲垣 勇君) 一木重夫委員。

○委員(一木重夫君) それでは、またちょっと改めて、これは司法のほうが、最高裁判所のほうが実際は国会のほうに要望をして簡易裁判所を設置するという、そういう流れらしいので、その経緯につきましては、最高裁判所のほうにまた聞いて、その後、片股副委員長にご報告をさせてもらいたいと考えております。

○委員長(稲垣 勇君) ほかに質疑がありませんか。

一木重夫委員。

○委員(一木重夫君) 趣旨説明をさせていただきましたけれども、執行部のほうから、この全体の趣旨説明に対してご意見をお願いいたします。

○委員長(稲垣 勇君) 村長、森下君。

○村長(森下一男君) 今の趣旨説明、それから議会の皆様がどういうこれに対して行動を起こされるのか、特段私のほうから意見というのはございません。また、言うべき立場でもないというふうに思っております。

この問題については、過去、一般質問でやりとりがございましたので、もし今後の展開の中で、例えば要望書を一緒に出そうとかというご提案があった際には、真摯に受けとめて執行部内で調整をしたい、このように思っているところでございます。

○委員長(稲垣 勇君) ほかにありませんか。

(発言する者なし)

○委員長（稲垣 勇君） それでは、本件は、一木委員、池田委員が提出した会議規則第14条第1項、第2項の規定に基づき、意見書を提出することにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（稲垣 勇君） 異議なしと認め、本件を意見書として提出することにいたします。

◎その他

○委員長（稲垣 勇君） 次に、日程第8、その他事項で何かございますか。

鯉江 満委員。

○委員（鯉江 満君） 委員長、一応、第3の沖ノ鳥島、南鳥島にちょっと触れてもよろしいでしょうか。

○委員長（稲垣 勇君） いいですよ。

○委員（鯉江 満君） 昨年の3月定例会だったかと思うんですが、今回、5月に一応予定されている9日から11日の沖ノ鳥島ツアーの件なんですけど、2つありまして、1つは、双眼鏡の用意はされているかということと、先ほどの岸壁、栈橋の何か日程を見ると、それなりに見えそうとか、な感じがちょっとしているんですが、それでいわゆる本船、おがさわら丸が可能な限り近い距離を航行できないかという2つなんです。

○委員長（稲垣 勇君） 総務課企画政策室長、樋口君。

○総務課企画政策室長（樋口 博君） まず、1点目の双眼鏡につきましては、何倍でしたかちょっと忘れましたが、30台分は村のほうで購入して確保はしております。参加者全員にお配りするだけの体制はちょっととれないかもしれませんが、何らかの形で、よく視察ができるような体制は整えていきたいと思っています。

それから、2点目の工事関係につきましては、時間的には、タイミングとしては、工事をやっているさなかに視察ツアーの船が行くという形にはなります。当然、国土交通省のほうと工事に支障がないような調整はこれからいたしたいと思います。先方には、5月でツアーを調整させていただいてまして、それに対して工事関係の調整をさせてほしいという話は伝えてありますので、具体的にはこれから調整をしていきたいと思っています。

○委員長（稲垣 勇君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

○委員長（稲垣 勇君） 質疑がないようですので、これにて質疑を終了します。これにご異

議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長(稲垣 勇君) 異議なしと認めます。

◎閉会中の継続調査について

○委員長(稲垣 勇君) 次に、日程第9、本委員会の閉会中の継続調査についてお諮りします。

お手元に配付の特定事件継続調査事項表の事項を調査するため、閉会中の継続調査の申し出をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長(稲垣 勇君) 異議なしと認めます。

閉会中の継続調査を申し出ることに決定しました。

◎閉会の宣告

○委員長(稲垣 勇君) お諮りします。

本日の委員会はこの程度をもって終了したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長(稲垣 勇君) 異議なしと認めます。

よって、本日の委員会を閉じます。

これをもちまして総務委員会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午前10時52分)